

## 会社法（平成十七年法律第八十六号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

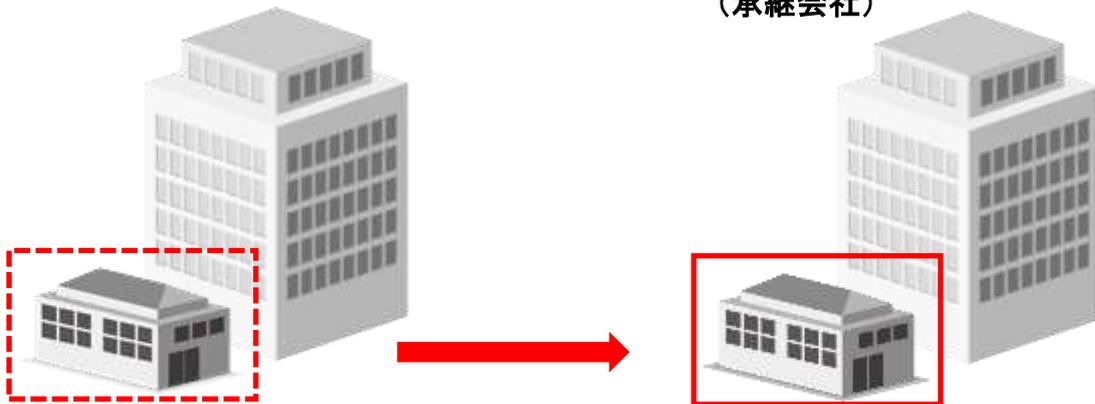
二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

三十 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

### 吸収分割

株式会社東芝（分割会社）

東芝エネルギーシステムズ株式会社  
（承継会社）



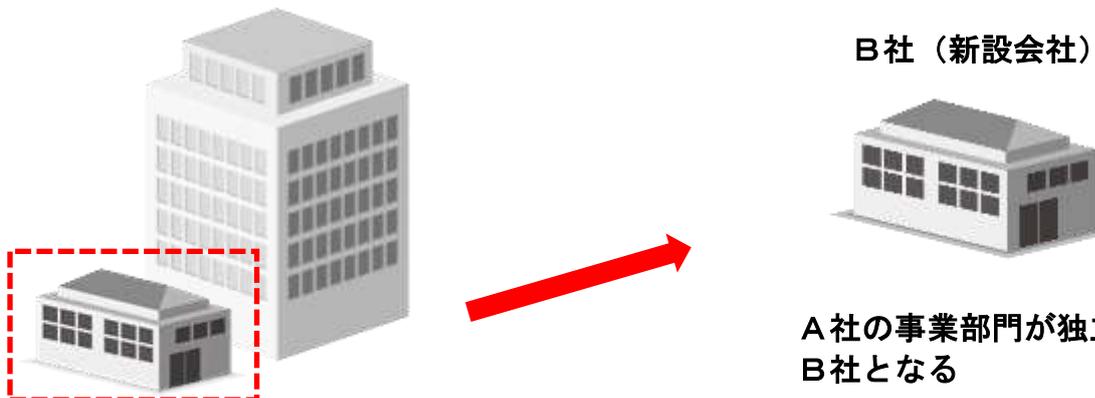
原子力の研究開発及び設計支援に関する  
事業部門  
・原子力技術研究所（NCA）  
・研究炉管理センター（TTR）

原子力の研究開発及び設計支援に関する  
事業部門  
・原子力技術研究所（NCA）  
・研究炉管理センター（TTR）

### 新設分割

A社（分割会社）

B社（新設会社）



A社の事業部門

A社の事業部門が独立して  
B社となる